



横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

令和 8 年度も /

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

書類
番号

4

補助
率

2
3

対象
製品

LED照明器具

蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、
今後品薄となることが予想されます。
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額

60 万円

省エネ性能

★★★★☆ 4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4 以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130 万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

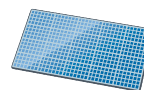
トップランナー基準達成製品

対象
製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で 200 万円

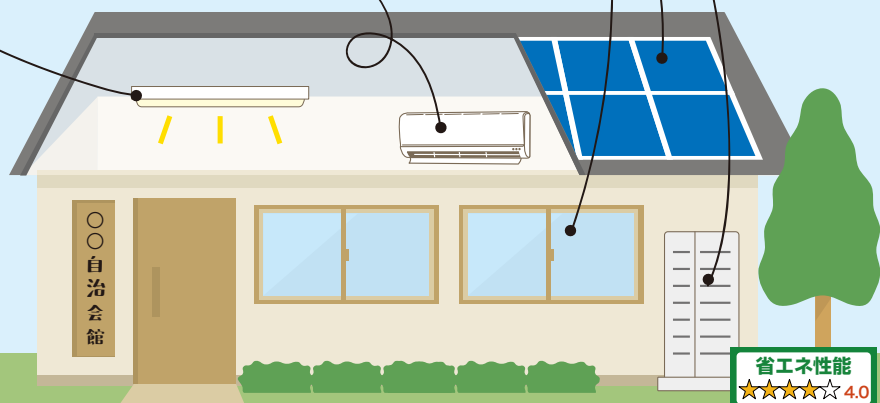
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会**（地区連合町内会を含む）

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。

詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 8 年 ~~10 月 30 日~~ まで

11 月 2 日(月)の受付再開後、申請期限は
12 月 25 日(金) までに変更となります！

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

※令和 9 年 2 月末までの整備完了が対象

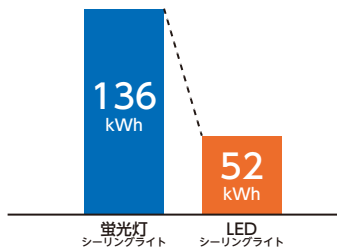
LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1 台あたり約 **38kg** 削減！

年間電気代

約 **2,600 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

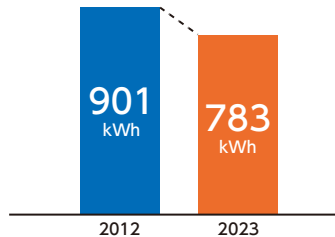
エアコン

年間 CO₂排出量 1 台あたり約 **53kg** 削減！

年間電気代

約 **3,700 円** おトク！

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすすめBOOK2023 年度（2012 年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和 6 年 1 月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）年間 CO₂排出量約 **340kg** 削減！

年間電気代

約 **23,600 円** おトク！

出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※経体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和 55 年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31 円 / kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
 ※戸建て、窓 10 枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限：

令和 8 年 **12月25日(金)**

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください
 ※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00～17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1 時間程度）。
 相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2 週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。